

西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスのうち、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスのうち、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護（以下「基準該当短期入所生活介護等」という。）を行う事業者の登録に係る手続等について必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 基準該当短期入所生活介護等の事業を行う事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録申請書（様式第1号）又は書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 登記事項証明書又は条例等
- (5) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- (6) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (11) 指定居宅サービス等基準省令第136条又は指定介護予防サービス等基準省令第137条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (12) 基準該当短期入所生活介護等の実施理由書
- (13) その他登録に関し必要と認める事項

(登録の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令に適合していると認めるときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き登録を行う。

2 前項の登録は、事業の種類及び基準該当短期入所生活介護等を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護等事業所」という。）ごとに登録を行う。

3 第1項の登録は、基準該当短期入所生活介護等事業者登録簿に前条に規定する基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録申請書の記載事項を記載する。

4 市長は、第1項の登録をしたときは、当該登録の申請を行った者に基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録通知書（様式第2号）により通知する。

(登録の拒否)

第4条 市長は、第2条の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の登録をしてはならない。

- (1) 当該申請に係る基準該当短期入所生活介護等事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令で定める基準及び員数を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令の要件を満たし、指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受けられることができると認められるとき。
- (4) 当該申請に係る基準該当短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）に併設する指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定居宅サービス等基準省令第95条第4項、指定地域密着型サービス基準省令第22条第4項又は第44条第4項に規定するサービスの提供を市長に届け出ているとき。
- (5) 当該申請に係る基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）に併設する指定予防専門型通所サービス事業所（介護保険法施行規則第四百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「告示基準」という。）第48条第1項について、西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱第2条第2項にて読み替える指定予防専門型通所サービス事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第5条に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、告示基準第50条第4項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第7条第4項に規定するサービスの提供を市長に届け出ているとき。

（登録の更新）

第5条 第3条の登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準該当短期入所生活介護事業所の登録の開始日から6年を経過する日までに、当該事業所に併設する指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の現に受けている指定の有効期間の満了の日が到来するときは、第3条の登録は、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の当該指定の有効期間の満了の日までにその更新を受けなければ、その期間

の経過によって、その効力を失う。

- 3 第1項の規定にかかわらず、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の登録の開始日から6年を経過する日までに、当該事業所に併設する指定予防専門型通所サービス事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の現に受けている指定の有効期間の満了の日が到来するときは、第3条の登録は、当該指定予防専門型通所サービス事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の当該指定の有効期間の満了の日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 前3項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 前条の規定は、第1項から第3項までの登録の更新について準用する。

（登録の更新申請等）

第6条 前条の第1項から第3項の規定に基づき、基準該当短期入所生活介護等の事業を行う事業者の登録の更新を受けようとする者は、第2条各号（第3号を除く。）に掲げる事項及び現に受けている登録の有効期間満了日を記載した基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録更新申請書（様式第1号の2）又は書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第2条第4号から第11号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録更新申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 市長は、登録の更新をしたときは、当該登録の更新申請を行った者に基準該当（介護予防）短期入所生活介護事業者登録更新通知書（様式第2号の2）により通知する。

（変更の届出等）

第7条 第3条の規定により登録を受けた者（以下「基準該当短期入所生活介護等事業者」という。）は、当該登録に係る基準該当短期入所生活介護等事業所の名称及び所在地その他登録された事項に変更があったときは、10日以内に変更届出書（様式第3号）に当該変更の内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 基準該当短期入所生活介護等事業者は、基準該当短期入所生活介護等の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、休止した当該基準該当短期入所生活介護等の事業を再開したときは、10日以内に廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（特例居宅介護サービス費等の支給等）

第8条 市が、法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る特例介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）の支給を行うのは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）が、基準該当短期入所生活介護等であって、当該基準該当短期入所生活介護等事業者により行われるものの提供を受けた場合とする。

- 2 市長は、居宅要介護被保険者等が基準該当短期入所生活介護等事業者から基準該当短期入所生活介護等を受けた場合の当該居宅要介護被保険者等が支払うべき当該基準該当短期入所生活介護等に要した費用について、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、特例居宅介護サービス費等

として当該居宅要介護被保険者等に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり当該基準該当短期入所生活介護等事業者を支払うことができる。

(1) 基準該当短期入所生活介護等事業者が特例居宅介護サービス費等の代理受領に係る申出書(様式第5号)をあらかじめ市長に提出していること。

(2) 居宅要介護被保険者等の被保険者証に法第66条第1項又は第2項に規定する支払方法変更の記載がないこと。

(3) 居宅要介護被保険者等が基準該当短期入所生活介護等事業者の特例居宅介護サービス費等の受領を委任していること。

(4) 居宅要介護被保険者等が次の要件のいずれかを満たしていること。

ア 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることについて法第46条第4項又は法第58条第4項の届出をしており、かつ、基準該当短期入所生活介護等が法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の対象となっていること。

イ 基準該当短期入所生活介護等を含む法第8条第1項に規定する居宅サービス又は法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市長に届け出ていること。

3 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当短期入所生活介護等について西宮市介護保険施行規則(平成12年西宮市規則第113号。以下「施行規則」という。)第5条第1号及び第6条第1号の規定により算定した額とする。

4 第2項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者等に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。

5 基準該当短期入所生活介護等事業者は、基準該当短期入所生活介護等その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者等に対し、基準該当短期入所生活介護等の費用について特例居宅介護サービス費等の費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならない。

6 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者から特例居宅介護サービス費等の請求があったときは、法第41条第4項第2号及び法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準並びに指定居宅サービス等基準省令(第9章第7節の基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。)及び指定介護予防サービス等基準省令(第9章第8節の基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

7 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者からの特例居宅介護サービス費等の請求に係る審査及び支払に関する事務を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託する。

8 基準該当短期入所生活介護等事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)の規定の例により特例居宅介護サービス費等を請求するものとする。

9 基準該当短期入所生活介護等事業者は、第2項の規定による支払を受ける場合は、当該居宅要介護被保険者等から利用料の一部として、法第41条第4項第2号及び法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当短期入所生活介護等に要した費用(食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当短期入所生活介護等に要した費用の額とする。)から第3項

に規定する額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

(特例特定入所者介護サービス費等の支給等)

第9条 市が、法第51条の4第1項第2号及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第22条の5第1号に係る特例特定入所者介護サービス費又は法第61条の4第1項第2号及び令第29条の5第1号に係る特例特定入所者介護予防サービス費(以下「特例特定入所者介護サービス費等」という。)の支給を行うのは、法第51条の3第1項又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者(以下「特定入所者」という。)が、基準該当短期入所生活介護等であって、当該基準該当短期入所生活介護等事業者により行われるものの提供を受けた場合とする。

2 市長は、特定入所者が、法第51条の4第1項第2号又は法第61条の4第1項第2号に該当する場合(基準該当短期入所生活介護等を受けた場合に限る。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、次項に規定する要件を満たすときは、特例特定入所者介護サービス費等として当該特定入所者に対し支給されるべき額の限度において、当該特定入所者に代わり当該基準該当短期入所生活介護等事業者を支払うことができる。

3 前項の要件については、前条第2項各号の規定を準用する。

4 特例特定入所者介護サービス費等の額は、当該基準該当短期入所生活介護等について施行規則第5条第5号及び第6条第4号の規定により算定した額とする。

5 前条第4項、第5項、第7項及び第8項までの規定は、特例特定入所者介護サービス費等について準用する。

6 基準該当短期入所生活介護等事業者は、第2項の規定による支払を受ける場合は、当該特定入所者から食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用の一部として、法第51条の4第2項に規定する食費の負担限度額及び居住費の負担限度額の合計額又は法第61条の4第2項に規定する食費の負担限度額及び滞在費の負担限度額の合計額の支払を受けるものとする。

(勧告)

第10条 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該基準該当短期入所生活介護等事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 基準該当短期入所生活介護等事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令で定める基準又は員数を満たしていない場合当該基準又は員数を遵守すること。

(2) 指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令に従って適正な基準該当短期入所生活介護等の事業の運営をしていない場合当該省令を遵守すること。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた基準該当短期入所生活介護等事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(登録の取消し等)

第11条 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 基準該当短期入所生活介護等事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。

(2) 指定居宅サービス等基準省令又は指定介護予防サービス等基準省令に従って適正な基準該当短期入所生活介護等の事業の運営をすることができなくなったとき。

- (3) 特例居宅介護サービス費等又は特例特定入所者介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 法第42条第4項又は法第54条第4項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 法第42条第4項又は法第54条第4項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (6) 不正の手段により第3条の登録を受けたとき。
- (7) 基準該当短期入所生活介護等事業者が、要介護者又は要支援者の人格を尊重するとともに、この要綱又はこの要綱に基づく命令を遵守し、要介護者又は要支援者のため忠実にその職務を遂行していないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当短期入所生活介護等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(事業所情報の提供)

第12条 市長は、基準該当短期入所生活介護等事業者に関する情報（第7条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次に掲げる事項を兵庫県、連合会その他の機関に提供できるものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び所在地及び電話番号並びにその代表者の氏名及び職名
- (3) 事業登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 基準該当事業所番号
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

(公示)

第13条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- (1) 第3条の登録をしたとき。
- (2) 第7条第2項の規定による事業の廃止の届出があったとき。
- (3) 第11条の規定により登録を取り消し、又は登録の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年1月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。